

## 会費等徴収規定

### (目的)

第1条 この規定は、会則第6条及び第7条の2により本協会の会費及び入会金を会員及び入会者に賦課し徴収するために定める。

### (会費の区分)

第2条 会費は会員区分別及び医療機器の年間販売金額(売上金額)別に定める。

### (年間販売金額)

第3条 医療機器の年間販売金額(売上金額)は、当協会事業を利用する製造販売業者又は製造業者の毎年度始期の1年前の1月から12月までの販売金額(売上金額)とする。

### (会費額)

第4条 第2条の会費の月額、半期額及び年額は別表のとおりとする。ただし、年度の中途において加入した場合は月割りで計算するものとする。

### (会費の請求等)

第5条 正会員は、会長の依頼により毎年度終期の1か月前までに、前条に規定する別表の医療機器年間販売金額(売上金額)の区分を本協会に申告するものとする。

2 会長は、正会員から申告された医療機器の年間販売金額(売上金額)の区分に基づいて会費額を決定し、正会員及び賛助会員に対し毎年度4月及び10月に会費を請求するものとする。

### (会費の納付)

第6条 会長から半期ごとに会費の請求があった場合、上半期については5月末日まで、下半期については11月末日までに銀行振込みにより本協会に納付するものとする。

### (入会金額)

第7条 入会金は、30,000円とする。

(入会金の納付)

第8条 入会者は、入会が承認された後、会長から入会金の請求があった場合、1か月以内に銀行振込により本協会に納付するものとする。

(会費等の減免)

第9条 災害による緊急措置が必要な場合など、相当の事由があると認めた場合は、理事会の決議を経て、会費を減免することができる。

(その他)

第10条 この規定に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

この規定は、平成4年4月28日から施行する。

この改正規定は、平成11年6月1日から施行する。

この改正規定は、平成12年10月1日から施行する。(第3次改正)

この改正規定は、平成17年10月1日から施行する。(薬事法改正に対応)

この改正規定は、平成22年5月11日から施行する。

この改正規定は、平成24年5月25日から施行する。

この改正規定は、令和2年8月21日から施行する。(会費の減免規程等)

<別 表>

会員区分	区分	医療機器の年間販売金額(売上金額)	月 額	半 期 額
正 会 員	1	1,000万円以下	3,000円	18,000円
	2	1,000万円を超え5,000万円以下	3,750	22,500
	3	5,000万円を超え1億以下	7,000	42,000
	4	1億円を超え5億円以下	13,000	78,000
	5	5億円を超え10億円以下	21,000	126,000
	6	10億円を超え20億円以下	31,500	189,000
	7	20億円を超える金額	52,500	315,000
賛助会員	年 額 60,000円 (ただし、財団、教育機関等の営利事業を主体としない団体等は、理事会の承認により年額30,000円とすることができる。)			